

三田村委員御意見

1 揚水試験結果について（資料 2）

- (1) 本試験で得られた適正揚水量：20 m³/日（限界揚水量：24 m³/日の約 8 割相当）は妥当と言える。
- (2) 揚水試験実施日以降は雨期に入っており第 1 帯水層（不圧地下水）の地下水位が高い状態にある。適正揚水量で汚染地下水の揚水対策を開始したとしても、地下水位低下の範囲は渇水期の地下水位の低い時期より高い範囲で推移することから、直ちに地盤沈下が生ずるものではない。
- (3) 対象地の地下水汚染に対して早急な対応が望ましく、本試験により得られた適正揚水量で早期に運転を開始することが望ましい。

2 予測地盤沈下量の試算結果について（資料 3）

- (1) 揚水により建物への影響が想定される範囲においては、事前に家屋調査を行う必要がある。なお、家屋調査範囲については、「小規模建築物基礎設計指針」を参考に厳しめに設定されており、妥当と考える。
- (2) 渇水期においては、揚水による第 1 帯水層（不圧地下水）の地下水位低下量が今回の試験結果と異なる可能性があり、予測地盤沈下量の試算結果も異なる可能性がある。そのため、揚水開始後は 1 号揚水井戸及び周辺の地下水位の変化を監視するとともに、必要に応じて揚水による予測地盤沈下量を再算定し、周辺の家屋への影響が無いように揚水量を見直す必要がある。

3 観測井戸 No. 64、69 周辺対策（2、3号揚水井戸）の設計概要について（資料 4）

- (1) 1 号揚水井戸の適正揚水量（20 m³/日）に対して、2、3 号揚水井戸の設計揚水量（42 m³/日、126 m³/日）は大きく設定されているが、その根拠は何か。

4 南吹田地下水汚染の状況について（資料 5）

- (1) 第 1 帯水層の No.55 地点の地下水位は周辺と比べて低く、その要因の一つとして No.11 や No.69 地点と同様に下水道本管への流入の可能性が考えられる。
- (2) 第 2 帯水層の地下水の汚染状況について、No.52-2 地点で環境基準の 30～40 倍程度の高濃度汚染が確認されている。今後の対応を検討する上で、第 2 帯水層の地下水流向は対象地の南側から北側へ向かっていることから、まずは工場内における第 2 帯水層の地下水汚染の状況確認が必要と考える。